

長崎市告示第437号

長崎市身体障害者緊急通報システム事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年6月10日

長崎市長 鈴木 史 朗

長崎市身体障害者緊急通報システム事業実施要綱の一部を改正する要綱

長崎市身体障害者緊急通報システム事業実施要綱（平成12年長崎市告示第104号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(委託)</p> <p><u>第2条 市長は、利用の決定を除き、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる事業者（以下「事業者」という。）に委託するものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p><u>第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>ひとり暮らしの重度身体障害者等</u> 次に掲げるものをいう。</p> <p><u>ア ひとり暮らしの重度身体障害者（身体障害者手帳(身体障害</u></p>	<p>[新設]</p> <p>(定義)</p> <p><u>第2条</u> この要綱において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>[新設]</p>

者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳をいう。以下同じ。)の交付を受けた者で、かつ、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する1級又は2級の等級に該当する障害のあるものをいう。以下同じ。)

イ 重度身体障害者のみの世帯に属する者

ウ 重度身体障害者とおおむね65歳以上の病弱な老人のみの世帯に属する者

エ アからウまでに準じる者

(2) 緊急通報システム 緊急通報装置を用い、ひとり暮らしの重度身体障害者等から受信センターへ緊急時の通報を容易にするとともに、消防局が救助その他必要な措置をとる体制をいう。

(3)・(4) [略]

(対象者)

第4条 [略]

[削る]

(1) 緊急通報システム 緊急通報装置を用い、ひとり暮らしの重度身体障害者等から受信センターへ緊急時の通報を容易にするとともに、消防局及び協力員が救助その他必要な措置をとる体制をいう。

(2)・(3) [略]

(対象者)

第3条 [略]

(協力員の協力事項)

第4条 協力員は、受信センターからの緊急の連絡を受けたときは、対象者の安否の確認、非常時の連絡先等への連絡その他必要な措

(利用の申込み)

第5条 [略]

2 前項に規定する申込者は、緊急時に対応するための緊急連絡先を確保するものとする。

(費用)

第7条 緊急通報システムを利用する者（生活保護世帯に属する者を除く。）は、事業の利用に係る費用として1月につき514円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を、受信センターに支払わなければならない。

(関係機関等との協力体制)

第10条 市長は、受信センター及び消防局と密接に連携を保ち、その協力を得て事業の円滑な推進を図るものとする。

置をとるものとする。

(利用の申込み)

第5条 [略]

2 前項に規定する申込者は、緊急時に対応するために2名の協力員を確保するものとする。

(費用)

第7条 緊急通報システムを利用する者（生活保護世帯に属する者を除く。）は、事業の利用に係る費用として1月につき383円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を、受信センターに支払わなければならない。

(関係機関等との協力体制)

第10条 市長は、受信センター、消防局、民生委員及び協力員等と密接に連携を保ち、その協力を得て事業の円滑な推進を図るものとする。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

緊急通報システム利用申込書
（表面）

年 月 日

（あて先）長崎市長

緊急通報システムを利用したいので、申し込みます。なお、以下のことについて承諾します。

- 1 緊急通報システム事業が円滑に行われるよう緊急通報装置を管理すること。
- 2 事業者又は救急隊員に必要とする利用者の情報を提供すること。
- 3 事業者に、自宅の合鍵を預けておき、利用者を救助するために利用者宅内に入ること。
- 4 通報を受け出動した事業者又は救急隊員が、利用者を救助するために家屋等を破損した場合は、その責は、利用者に帰すること。

申請者	ふりがな 氏名			電話番号
	住所			
	生年月日	年 月 日 (歳)	個人番号	
	保険の種類	国民健康保険 ・ その他 社会保険 ・ ()	原爆手帳	有・無
住居の所有者又は管理者 (借家の場合)	氏名 住所	電話番号		
緊急連絡先 (親族)	氏名 住所	電話番号		
身体 の 状況等	過去の病気			
	現在治療中の病気			
	医療機関等 の名称等	病院名 所在地 主治医名	電話番号	
	聴力	正 常 ・ やや難聴 ・ 難 聴		
	身体障害者手帳	障害の種類	等級	級

(裏面)

- (1) ひとり暮らしの重度身体障害者
- (2) 重度身体障害者のみの世帯に属する者
- (3) 重度身体障害者とおおむね65歳以上の病弱な老人のみの世帯に属する者
- (4) その他 ()

年 月 日 私は、上記(1)～(4)のいずれかに該当します。

氏名

市の 所 見	緊急通報装置	
	設置の必要性	
	年 月 日	調査員 氏名

(注) 市の所見欄には、記入しないでください。

第3号様式を次のように改める。

年 月 日

緊急通報システム異動届

（あて先）長崎市長

氏 名
届出者 住 所
電 話（ ） -

次のとおり変更の届出をいたします。

利 用 者	氏 名	
	住 所	
	個人番号	
利 用 者 の 氏 名 の 変 更	新氏名	
	旧氏名	
住 所 の 変 更	新住所	(電話) () -
	旧住所	(電話) () -
資格喪失理由 及び年月日	死 亡 ・ 転 出 ・ そ の 他 () 資格消滅日 年 月 日	
利用の取消の 申し出の理由	-----	

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市身体障害者緊急通報システム事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に利用の決定を受ける者について適用し、同日前に利用の決定を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 改正前の長崎市身体障害者緊急通報システム事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。